

厚生食監発 0827 第 10 号  
令和 6 年 8 月 27 日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」等について(周知)

今般、機能性表示食品及び特定保健用食品（以下これらをまとめて「機能性表示食品等」という。）による健康被害に関する情報提供をより実効的なものとするため、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）を改正し、施行規則別表第 17 の衛生管理計画の基準として、営業者のうち、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者（以下これらをまとめて「届出者等」という。）は、機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供が義務化されました。

これに伴い、「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 3 号）を自治体宛て発出し、機能性表示食品等による健康被害の情報提供の義務化に係る運用をお示ししました。

今般の情報提供の義務化の対象となる健康被害は、医師の診断を受け、当該症状が当該食品又は添加物に起因する又はその疑いがあると診断されたものに限ることとされていることから、健康被害に係る情報提供者が消費者等である場合には、届出者等が、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 8 月 23 日付け厚生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号）の別紙様式（情報提供票）に則り、「症状」、「詳細（診断名等）」、「重篤度」等の情報提供を行う上で必要な情報を、診断した医療機関へ聞き取りを行いますので、適宜ご協力いただくほか、管轄の保健所による調査に対してご協力いただくよう、貴会会員へ周知をお願い申し上げます。